



福井労働局発表
平成24年11月22日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 小山 幹夫
賃金指導官 小池 敏一
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

特定最低賃金改正決定について

福井労働局（局長 谷藤 仁）は、本日、県内の特定最低賃金を決定（新設又は改正）し官報公示した。

なお、決定した特定最低賃金は、平成24年12月24日から適用される。

新設された特定最低賃金件名及び最低賃金額

- 1 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

最低賃金額 1時間 755円

改正された特定最低賃金件名（略称）及び最低賃金額（引上げ額）

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

（福井県繊維製造業最低賃金）

最低賃金額 1時間 720円（+2円）

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

（福井県機械器具製造業最低賃金）

最低賃金額 1時間 794円（+5円）

- 3 福井県電気デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

（福井県電気機械器具製造業最低賃金）

最低賃金額 1時間 754円（+5円）